いじめ防止対策基本方針

福島市立西根中学校

１　ねらいと基本方針

(1)　ねらい

平成２５年６月に公布された「いじめ防止対策推進法」を受け，学校，家庭及び地域社会を含めた社会全体が一丸となっていじめ根絶に取り組み，次代を担う子どもたちの生命・身体を守るために，具体的な対策について示す。

(2)　「いじめ」の定義

「いじめ」とは，「児童生徒に対して，当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをも含む）であって，当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

(3)　「いじめ」に対する基本的な考え方

①　いじめは人間として決して許されないことである。

②　いじめは，どの学級でもどの子にも起こりうることである。

③　いじめ根絶に向けて，学校とともに保護者・地域・関係機関と連携しながら，早期に発見し，迅速に対応していく。

(4)　いじめ根絶に向けた基本方針

①　学級経営と授業の充実，安心して生活できる環境作り

②　いじめに対する迅速かつ毅然とした対応

③　安心・安全を支える相談体制の充実

２　いじめ根絶に向けての取り組み

(1)　学級経営と授業の充実，安心して生活できる環境作り

①　一人ひとりの居場所のある温かな学級経営の充実

・　教師と生徒，生徒同士の信頼関係の構築

→　生徒が安心して学べる環境づくり，生活記録や自主学習ノートを活用したペンによるコミュニケーション：居場所づくり

・　生徒一人ひとりの個性・良さを伸ばす取り組み

→　授業や学校行事，部活動等においてすべての生徒が活躍できる場の設定，自己有用感の育成：絆づくり

・　家庭，地域への啓発　→　学年懇談会，学年通信　等

②　「わかる授業」の実施

・　生徒の意欲を喚起する課題設定と授業展開の工夫

・　個に応じた指導の充実（補充的な学習・発展的な学習）

・　学習マネジメントスキルの育成（授業のルール，自主学習のしかた等の指導）

③　豊かな人間性・社会性を育む教育活動の推進

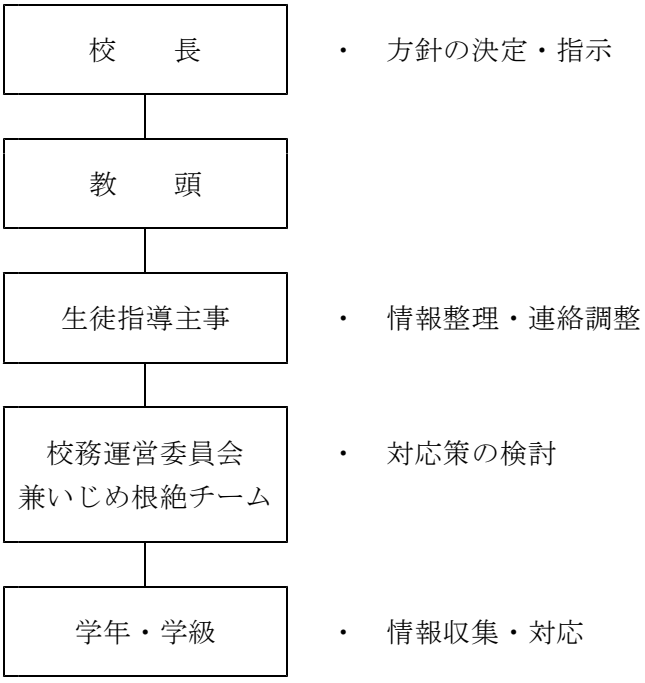
・　道徳教育の充実（重点項目「生命の尊重」「思いやりのある心」）
・　体験教育の充実（総合的な学習の時間：キャリア教育・学校行事）
・　協同的な特別活動の充実（各種委員会，部活動，文化祭運営）

④　組織的な指導体制
・　定期的な情報交換（生徒指導委員会→学年・全職員，生徒指導協議会）
・　Ｑ－Ｕの活用（分析・対応策の検討：生徒指導協議会）

(2)　早期発見　　生徒の変化を敏感に察知
・　日々の観察
・　生活記録，自主学習ノートの活用
・　いじめに関するアンケート（年間５回：５月・７月・９月・１１月・２月）
→　情報の共有化：生徒指導委員会，職員打合せ
→　記述内容の確認と個別面談
・　教育相談（二者面談，三者面談，チャンス相談）

(3)　迅速な対応　　問題を軽視せず組織的な対応
・　速やかな指導体制・方針の決定（校内いじめ根絶チームによる対応）
・　生徒への指導・支援
→　いじめられた生徒を保護し，心配や不安を取り除く。
→　いじめた生徒に相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行い,「いじめは消して許されない行為である」という人権意識を持たせる。
・　関係機関・保護者との連携
・　スクールカウンセラーによるカウンセリング
・　対応と経過の観察

３　いじめ根絶プロジェクト組織



４　年間計画

月	実　施　予　定　・　内　容
4	○　生徒指導協議会① ・　新入生に関する申し送り事項の確認 ・　いじめ根絶プロジェクト案の作成
5	○　生徒指導協議会②　・特に指導を要する生徒の情報交換 ○　いじめに関するアンケート調査①（チーム：実態把握・対応策の検討） ○　Ｑ－Ｕ実施（１学年）
6	○　生徒指導協議会③　・Ｑ－Ｕに基づく校内研修（理解・対応策の検討）
7	○　いじめに関するアンケート調査②（チーム：実態把握・対応策の検討）
9	○　いじめに関するアンケート調査③（チーム：実態把握・対応策の検討） ○　生徒指導協議会④　・特に指導を要する生徒の情報交換
10	○　教育相談（二者相談）
11	○　生徒指導協議会⑤　・Ｑ－Ｕに基づく校内研修（経過・改善策の検討）
12	○　いじめに関するアンケート調査④（チーム：実態把握・対応策の検討） ○　教育相談（三者相談）
1	○　いじめに関するアンケート調査⑤（チーム：実態把握・対応策の検討）
2	○　いじめ根絶プロジェクト今年度の反省と次年度案の検討

５　いじめを認知したときの対応

	状　　況	対　　応
認知当日	**１　いじめの情報をキャッチ（認知）** **２　報告** ・憶測を入れず事実のみ ・些細なことでも報告	生徒，保護者，他の教職員，アンケート，個別面談等 ↓　報告 担任・学年主任 ↓　報告 生徒指導主事・管理職
認知翌	**３　事実関係の把握・情報収集** ・いじめられた生徒 ・いじめた生徒 ・まわりの生徒 ・教職員 ・保護者	※　学校全体での組織的な対応 担任・学年主任等 ○　いじめられた生徒といじめた生徒の情報を突き合わせ（情報を正確に把握する） ○　生徒指導主事，管理職へ報告 生徒指導主事，管理職 学校としての方針，面談の日時等の確

日まで	・ いじめられた生徒	認，関係職員への指示 担任・学年主任等 ○　いじめられた生徒及びその保護者への指導・助言 ○　いじめた生徒及びその保護者への支援 ※　学校としての方針，面談の日時の連絡 ※　保護者や生徒の気持ちに寄り添った対応
３日以内に	**４　いじめ根絶チームの構築** ※　緊急度に応じて３，４を同時に行う。 ・　特別の指導計画による指導 ・　所轄警察署との連携	校内いじめ根絶チームによる対応 管理職，担任，学年主任，生徒指導主事 養護教諭，スクールカウンセラー等 ○　指導・援助の方針の立案，共有 ○　指導・援助体制の構築 ・　誰が，誰に，いつまでに，何をするか ・　すぐに行う対応 ・　中・長期的な対応 ・　保護者への対応
その後の対応	**５　再発防止対策** ・　生徒指導の機能を生かした授業 ・　一人ひとりの良さや可能性を生かし，互いに高め合う学級づくり	○　研究調査の推進 ○　いじめ防止啓発活動

６　重大事案への対処

(1)　「重大事案」の定義

①　いじめにより生徒の生命,心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあるとき。

②　いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2)　「重大事案」時の対応

①　重大事案が発生した場合には，速やかに「いじめ根絶チーム」による協議を行い，その後の指導・援助の方針，具体的な対応を明確にするとともに，質問票の使用，その他の適切な方法により，事実関係を把握するための調査を行う。

②　①の調査を行った際には，いじめを受けた生徒及びその保護者に対し，事実関係等その他の必要な情報を提供する。

③　必要に応じて関係諸機関との適切な連携に努める。

7　いじめ早期発見のため

(1)　日常観察

①　個人の観察　（服装，顔色，友人との関係　その他）

②　学級の観察　（冷やかし，陰口，無視など，雰囲気の変化）

(2)　アンケート調査の活用

(3)　その他

①　他教職員との情報交換（連携）

②　スクールカウンセラーの活用

※　随時生徒の状況を把握する。

※　気になる点が見られたらすぐに報告する。必要に応じて組織的に対応をする。

8　いじめの深刻度とその対応

	状　況	対　応
レベル1	・学習や生活の様子に目立った変化は見られないが，本人がいじめにあったと感じる。	○　アンケート調査 ○　個別面談 ○　声掛け ○　傾聴
レベル2	・元気がない，学習意欲の低下 ・身体的不調を訴える（保健室への出入りの増加） ・交友関係の変化（孤立） ・頻繁にいたずらをされる，物がなくなる ・欠席・遅参・早退等が増える（不登校傾向がみられる）	○　組織的対応：いじめ根絶チーム ○　事実関係の把握 ○　被害者の心のケア ○　加害者への指導 ○　家庭・地域との連携
レベル3	・不登校，別室登校 ・身体的損傷（打撲，傷，衣服の汚れ等） ・暴力，恐喝，脅迫等による身体的・精神的な苦痛や被害	○　警察・児童相談所・医療・民間団体等関係機関との連携 ○　出席停止等の措置
レベル4	・自殺未遂，自殺	○　スクールカウンセラー等専門家の助言に基づいた対応：本人及び家族，子どもたち ○　教職員，窓口の一本化：マスコミへの対応

※　レベル２以上は福島市教育委員会に報告（「いじめに関する個票」提出）